主 文

本件再審請求を棄却する。

理 由

本件再審請求は、請求人がした再審請求(昭和六〇年(き)第七号)と同一の理由によるものであり、右再審請求については刑訴法四四七条一項の決定があつたのであるから、同条二項により、不適法である。

よつて、同法四四六条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和六一年三月七日

最高裁判所第三小法廷

己	正	藤	伊	裁判長裁判官
彦	滿	岡	安	裁判官
敦		島	長	裁判官
夫	壽	上	坂	裁判官